

施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について

令和2年10月

内閣府子ども・子育て本部

目次

各種の処遇改善の概要	3
処遇改善等加算	4
加算 新規事由について	7
加算 「基準年度」について	9
・ 加算 新規事由がある場合	11
・ 加算 新規事由がない場合	29
処遇改善等加算	45
加算 新規事由について	50
加算 「基準年度」について	52
・ 加算 新規事由がある場合	57
・ 加算 新規事由がない場合	74

各種の処遇改善の概要

	内容	対象者	支給方法・用途	手続	
処遇改善等加算	<p>技能・経験を積んだ職員の追加的な人件費</p> <p>「基準年度の賃金」（加算を含む）に対する賃金改善分</p>	<p>定額加算</p> <p>4万円×職員数の約1/3 5千円×職員数の約1/5</p> <p>配分人数・配分額の柔軟な運用可 基準年度は、加算当年度の前年度（これにより難しい場合は加算当年度の3年前の年度とすることも可）</p>	<p>副主任保育士等及び職務分野別リーダー等（職位発令、経験年数等を満たす者）</p> <p>令和4年度から研修要件必須化を目指す 園長は配分不可</p>	<p>確実に賃金改善に充当（役職手当・職務手当又は基本給）</p> <p>20%の範囲内で同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可（令和4年度までの時限措置）</p>	<p>計画書 実績報告書</p>
処遇改善等加算（賃金改善要件分）	<p>賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費</p> <p>「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対する賃金改善分</p>	<p>定率加算</p> <p>6%（平均勤続年数が11年以上の場合は7%、キャリアパス要件を満たさない場合は2%）</p> <p>基準年度は、加算当年度の前年度（これにより難しい場合は加算当年度の3年前の年度とすることも可）</p>	<p>非常勤職員を含む全職員</p>	<p>確実に賃金改善に充当（基本給、手当、一時金等）</p> <p>同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可</p>	<p>計画書 実績報告書</p>
処遇改善等加算（基礎分）	<p>職員の平均経験年数に応じた人件費</p>	<p>定率加算</p> <p>平均勤続年数に応じ 2～12%</p>	<p>非常勤職員を含む全職員</p>	<p>適切に昇給（勤続年数の長い職員の基本給、手当）等に充当</p>	<p>加算率の認定</p>
人件費単価（人事院勧告対応分）	<p>人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分</p>	<p>【平成24年度以降の人事院勧告に伴う人件費の増加率】 常勤保育士の値</p> <p>H26 2.0% H27 1.9% H28 1.3% H29 1.1% H30 0.8% R元 1.0%</p>	<p>公定価格上算定される常勤職員</p>	<p>適切に給与（基本給、手当、一時金等）に反映</p>	<p>なし</p> <p>処遇改善等加算（の賃金改善要件分、）の前提条件 3</p>

処遇改善等加算

処遇改善等加算 の主なポイント

加算の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定 (指定都市・中核市・都道府県知事との協議により事務を行う市町村については市町村の長が認定)
加算率	平均経験年数に応じて8～19% (うち賃金改善要件分6～7%) キャリアパス要件を満たさない場合は2%減
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員
平均経験年数の算定対象職員	全ての常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む)
平均経験年数の算定	現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での経験年数を合算 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設、地域型保育事業所 ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ・社会福祉事業を行う施設・事業所 ・児童相談所における児童を一時保護する施設 ・認可外保育施設 ・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所(保健師、看護師又は准看護師に限る)
賃金改善要件分の加算要件	<p>基準年度を起点として、職員の賃金改善額が加算額の増加分の金額以上であること</p> <p>賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出</p> <p><基準年度> 加算当年度の前年度 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については「加算当年度の3年前の年度」を基準年度として選択することも可能(令和2年度に限り、下記 の基準年度とすることも可能) 新たに加算を取得する場合は「支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については、平成24年度)」</p>
賃金改善の方法	<p>賃金改善の対象項目以外の賃金項目についても、賃金水準を低下させてはならないこと</p> <p>処遇改善等加算は、定期昇給とは別の上乗せとして賃金改善を行うこと</p> <p>賃金改善の対象となる賃金項目は、手当や一時金ではなく、基本給とすることが望ましい</p> <p>【賃金改善方法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与規程や給与表等の見直しによる基本給の改善 ・定期昇給すべき号給の改善(定期昇給による昇給を1号給 2号給の昇給に改善) など <p>○加算残額は、翌年度すみやかにその全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること</p>

処遇改善等加算 の仕組み

①基礎分

職員 1 人当たり平均経験年数に応じて加算率を設定 (2 ~ 12 %)

の加算額については、適切に昇給等に充てること。当該施設内のみ充当可

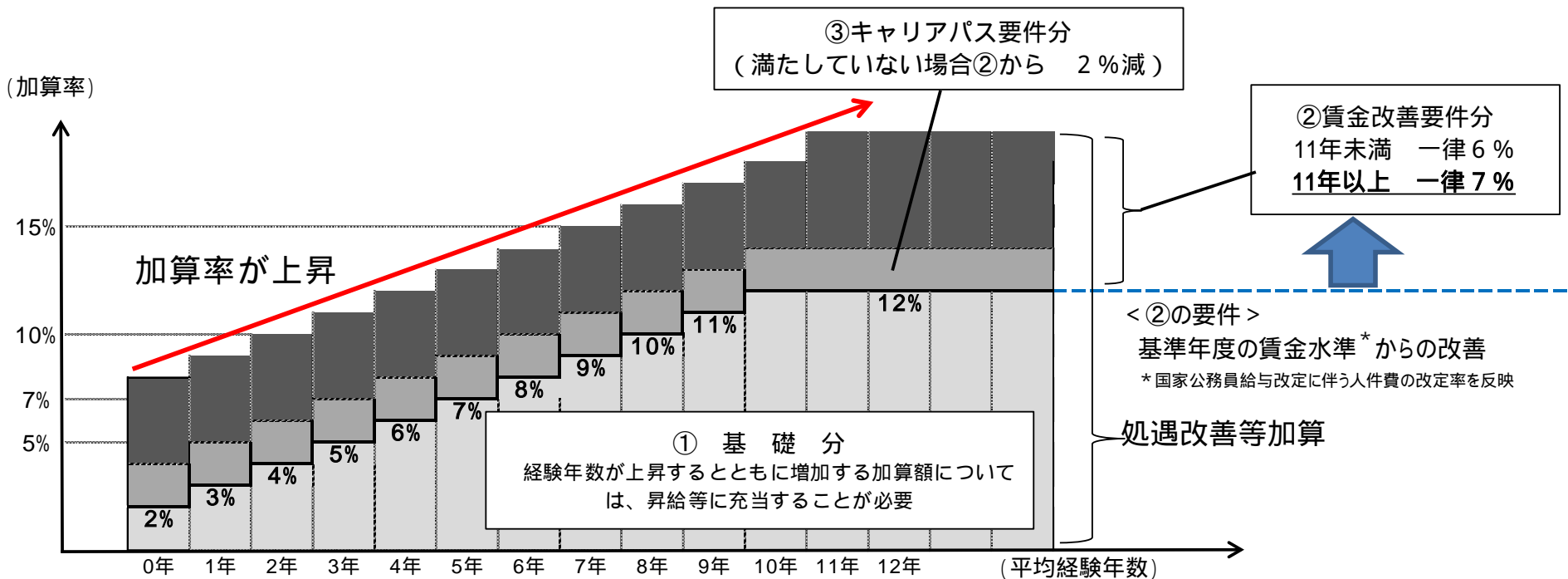
②賃金改善要件分

賃金改善計画・実績報告が必要。「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行うことが要件 (6 %。平均勤続年数11年以上の施設は 7 %)

の加算額については、確実に職員の賃金改善に充てること。法人内の他の施設への充当も可

③キャリアパス要件分 (の内数)

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件 (満たさない場合、 から 2 % 減)



「加算 新規事由」とは、以下の状態にあることを指す

(通知 第4の2(1)ア)

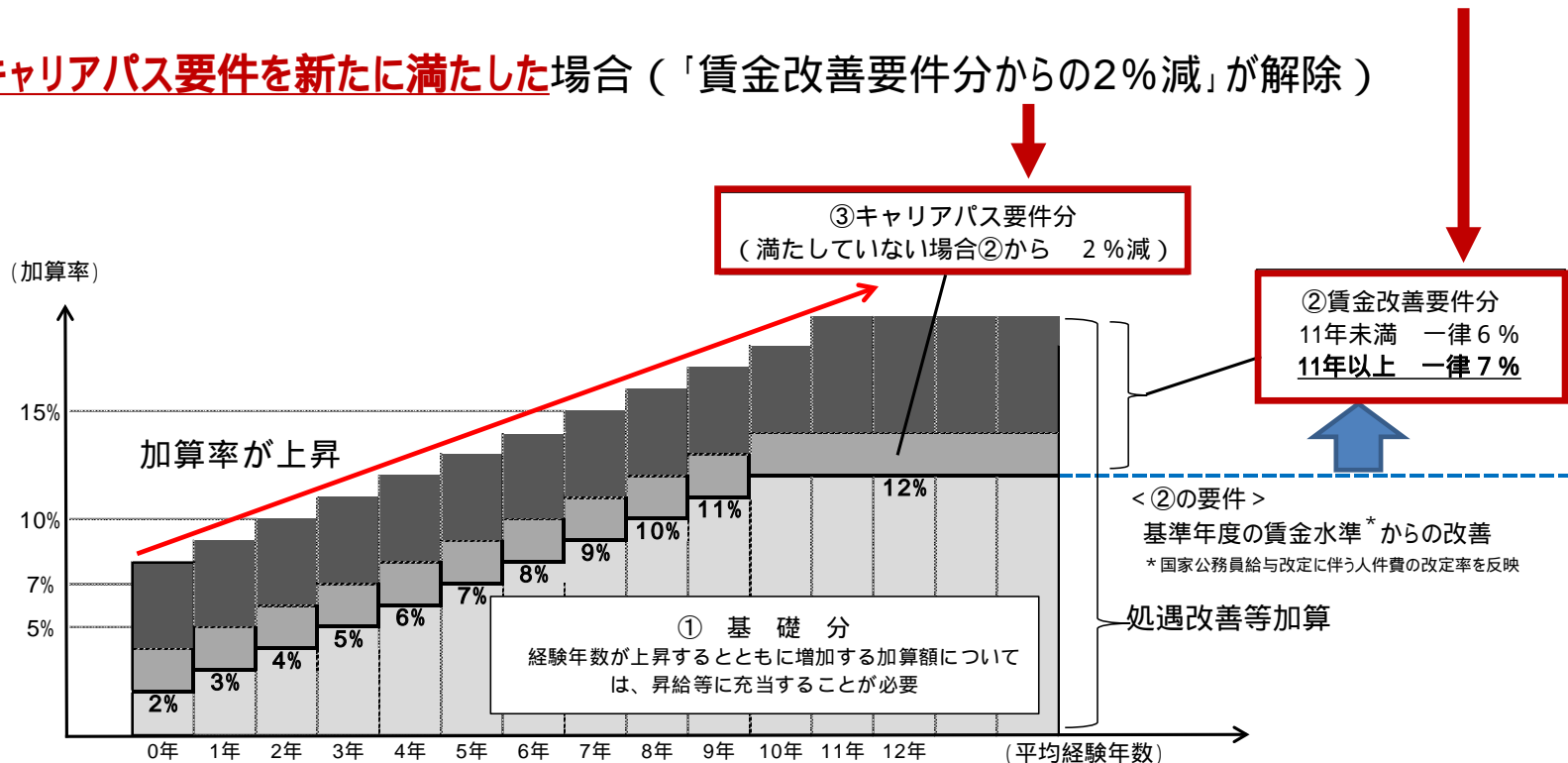
○ 賃金改善要件分に係る加算率が増加する場合

加算前年度に加算 の賃金改善要件分の適用を受けており、加算当年度の賃金改善要件分に係る加算率が加算前年度に比べて増加する場合

u 賃金改善要件分に係る加算率の増加に該当する場合

○ 賃金改善要件分の「加算率」が公定価格の改定等により引き上がる場合 (例: 令和元年度の加算率の引上げ、平均経験年数が「11年以上」になったことによる加算率の引上げ (6% → 7%))

○ キャリアパス要件を新たに満たした場合 (「賃金改善要件分からの2%減」が解除)



(通知 第4の2(1)ア)

○ 賃金改善要件分に係る加算率が増加する場合 (続き)

⊃ 賃金改善要件分に係る加算率の増加に該当する場合 (続き)

○ 加算率の増加のない施設・事業所において、他の施設・事業所の特定加算見込額の一部を受け入れる場合

⊃ 賃金改善要件分に係る加算率の増加に該当しない場合

✕ 利用児童の増加や、加算 以外の加算 (例: 3歳児配置改善加算) の新規取得等により加算の加算額が増加する場合

✕ 「基礎分」の加算率が増加する場合

○ 新たに賃金改善要件分を適用する場合

○ 加算当年度から新たに加算 の賃金改善要件分の適用を受ける場合

○ 加算前年度に加算 の賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合

「加算 新規事由」がある場合 p11へ

「加算 新規事由」がない場合 p29へ

基準年度は、以下に掲げる場合に応じて選択

(通知 第4の2(1)キ)

【加算 新規事由がある場合】

- **賃金改善要件分に係る加算率が増加する場合** (私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算 の賃金改善要件分の適用を受ける場合を含む)

加算前年度

国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている場合など、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、**加算当年度の3年前の年度**を基準年度とすることも可能

令和2年度にあっては、**経過措置として、従来の基準年度(=支援法による確認の効力が発生する年度の前年度(平成26年度以前に運営を開始した保育所にあつては、平成24年度))**を用いることも可能

- **新たに賃金改善要件分を適用する場合** (私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算 の賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く)

次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度

- 加算前年度に加算 の賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合

加算 の適用を受けた直近の年度

- 加算当年度に初めて加算 の賃金改善要件分の適用を受けようとする場合
支援法による確認の効力が発生する年度の前年度(平成26年度以前に運営を開始した保育所にあつては、平成24年度) 従来の基準年度と同じ

【加算 新規事由がない場合】

加算前年度

（通知第3の2）

- ρ 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、**その方針をあらかじめ職員に周知**し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させないこと（注）を前提に行うとともに、**賃金改善の対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意**すること

（注）加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を抛出の程度を超えて低下させたりしないこと

- ρ 加算 の賃金改善要件分については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、**基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定**した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、**各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理**すること
- ρ 手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること

加算 新規事由がある場合

【様式4・計画書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由あり

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

賃金改善等見込総額 **特定加算見込額** となっていること（通知 第4の2(1)ア）

加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うことが必要（通知 第4の2(1)シ）

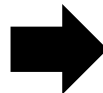
様式4「(2)賃金改善等見込総額」

様式4「(1)加算見込額」

・「特定加算見込額」とは、加算見込額のうち、加算 新規事由に係る部分を指す
 施設・事業所間で加算 の加算額の一部の配分を調整する場合は、調整後の額とする

（法定福利費等の事業主負担分を除く）
 加算当年度の見込「③支払賃金」

賃金改善見込総額
加算前年度の加算残額に係る支払賃金
加算 の新規事由による賃金改善額
基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分
基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）



賃金改善等見込総額

賃金改善見込総額
+
事業主負担増加見込総額（＝賃金改善に伴う事業主負担の増分）

特定加算見込額



様式4 賃金改善計画書の「確認欄」で要件を満たしているかを確認

※確認欄（千円未満の端数は切り捨て）

<加算 I 新規事由がある場合>（以下のBの額がAの額以上であること）

A 特定加算見込額【(1)⑤】		円
B 賃金改善等見込総額【(2)①】		円

【様式4・計画書】(1) 加算見込額

新規事由あり

(1) 加算見込額

①	加算 I 新規事由		} 様式1の記入により自動入力
②	加算率	0 %	
	③加算 I 新規事由に係る加算率 (※1)	%	
④	加算見込額 (千円未満の端数は切り捨て) (※2)		円
	⑤特定加算見込額 (千円未満の端数は切り捨て) (※2)		円
⑥	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	

(3) 他施設・事業所への配分等について

①	拠出見込額		0 円
	②うち基準年度からの増減分		0 円
③	受入見込額		0 円
	④うち基準年度からの増減分		0 円

p 「加算見込額」

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の算式により算定した額を合算して得た額 (千円未満の端数は切り捨て)

$$\text{「加算の単価の合計額」} \times \{ \text{「賃金改善要件分の加算率」} \times 100 \} \times \text{見込平均利用子ども数} \times \text{「賃金改善実施期間の月数」}$$

施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合は、以下の算式による調整を加える

$$\text{【通常の計算式 - 「(他施設・事業所への) 拠出見込額 ((3)) 」 + 「(他施設・事業所からの) 受入見込額 ((3)) 」】}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数} \\ \text{(広域利用子ども数を含む) の見込数の総数} \end{array} \right] \div \text{「賃金改善実施期間の月数」} \\ \text{(通知第4の2(1)コ)}$$

p 「賃金改善実施期間」 (通知第4の2(1)イ)

加算当年度の4月から翌年3月まで

加算当年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、子ども・子育て支援法による確認を受けた月から直近の3月まで

ρ 「**特定加算見込額**」(通知第4の2(1)ク)

賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算 新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の算式により算定した額を**合算して得た額**(千円未満の端数は切り捨て)

「加算 の単価の合計額」× { 「加算 新規事由に係る加算率 ((1)) 」×100 } × 「見込平均利用子ども数」× 「賃金改善実施期間の月数」

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、以下の算式による調整を加える

[通常の計算式 - 「(他施設・事業所への拠出見込額の)うち基準年度からの増減分 ((3)) 」 + 「(他施設・事業所からの受入見込額の)うち基準年度からの増減分 ((3)) 」]

ρ 「**加算 新規事由に係る加算率**」(通知第4の2(1)ケ)

以下から当てはまる場合を選択

○ **賃金改善要件分に係る加算率が増加する場合**

「賃金改善要件分に係る加算率(加算当年度)」 - 「賃金改善要件分に係る加算率(基準年度)」

例えば、賃金改善要件分を加算当年度から加算前年度に比して1%引き上げる公定価格の改定が行われた場合は1%(0.01)、キャリアパス要件を新たに充足した場合は2%(0.02)、両事例に該当する場合はその合算値の3%(0.03)となる

○ **新たに賃金改善要件分を適用する場合**

「賃金改善要件分に係る加算率」

(2) 賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額 (②+⑨) (千円未満の端数は切り捨て)		0 円
	②賃金改善見込総額 (③-④-⑤-⑥)		0 円
	③支払賃金	様式4別添1「加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金()」	0 円
	④加算前年度の加算残額に係る支払賃金	様式4別添1「のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金()」	0 円
	⑤加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	様式4別添1「のうち加算 の新規事由による賃金改善額()」	0 円
	⑥起点賃金水準 (⑦+⑧)		0 円
	⑦基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)	様式4別添1「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金 小計()」	0 円
	⑧基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	様式4別添1「人件費の改定状況部分()」	0 円
	⑨事業主負担増加見込総額		円

- ⌘ **賃金改善等見込総額** (通知第4の2(1)ウ)
 「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計した額
- ⌘ **賃金改善見込総額** (通知第4の2(1)エ)
 各職員の「賃金改善見込額」を合算した額
- ⌘ **賃金改善見込額** (通知第4の2(1)カ)
 賃金改善実施期間に支払うことが見込まれる賃金 (= 支払い) のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額

「加算 の新規事由による賃金改善見込額 (=)」及び「加算前年度に係る処遇改善等加算の加算残額に係る支払賃金 (=)」がある場合には、これらを控除する必要がある

【様式4・計画書】(2)賃金改善等見込総額

新規事由あり

- 加算前年度の加算残額に係る支払い賃金（通知第4の2(1)カ）
 加算前年度の加算 〃 の加算額について残額が発生している場合に、当該残額に対応した賃金改善として加算当年度に支払った賃金の総額
- 加算 の新規事由による賃金改善額（通知第4の2(1)カ）
 加算当年度の加算 において新規事由がある場合に、加算 の特定加算額に対応する賃金改善として加算当年度に支払った金額の総額
- 起点賃金水準（通知第4の2(1)キ）
 「基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）」に、「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」を合算した水準（起点賃金水準の算出方法はp18を参照）
 当該年度（＝基準年度）において加算 〃 の残額が発生している場合には、その残額（＝当該年度に係る加算残額）を加える必要がある
- 「賃金改善見込総額」～「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」（通知第4の2(1)工、カ、キ）
 「様式4別添1 賃金改善明細（職員別表）」に入力することで自動的に算出

様式4別添1 賃金改善明細（職員別表）

いずれも法定福利費等の事業主負担額を除いて入力する必要があることに留意

起算賃金水準					加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金				⑩のうち 加算前年度の 加算残額に係る 支払賃金※6 ⑪	⑩のうち 加算Ⅱの新規 事由による賃金 改善額※7 ⑫	賃金改善 見込額 ⑬ (⑩-⑥-⑪- ⑫)
基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4				人件費の改定状況部分※5	賃金改善を行う場合の支払賃金※6			計 ⑩ (⑦+⑧+⑨)			
基本給 ①	手当 ②	賞与 (一時金) ③	小計 ④ (①+②+③)	⑤	基本給 ⑦	手当 ⑧	賞与 (一時金) ⑨				

計画書提出時点で既に公定価格の改定が行われている場合のみ記入
 加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定があった場合は、当該増額（減額）改定分を ⑤ に含める

「加算 新規事由」については、p50-51参照

- ρ 「**事業主負担増加見込総額**」(通知第4の2(1)オ)
「**事業主負担増加見込総額**」とは、各職員の「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の**合計額**をいう。次の算式により算定することを**標準**とする

<算式>

前年度に**実際に支払った**事業主負担分の総額



$$\frac{\text{加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額}}{\text{加算前年度における賃金の総額}} \times \text{加算当年度の賃金改善見込額}$$

上記は標準的な算出方法を示したものであり、他の算出方法によることも可能

起点賃金水準は、以下の算式により算出

(通知第4の2(1)キ・サ)

< 算式 >

$$\begin{aligned} & \text{「 基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む) 」} \\ & + \text{「 基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」} \end{aligned}$$

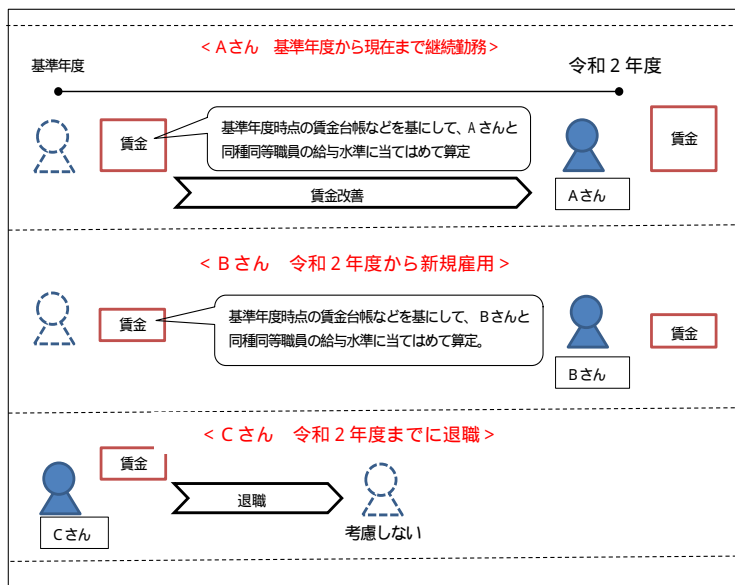
当該年度 (= 基準年度) において加算 〃 の残額が発生している場合には、その残額 (= 当該年度に係る加算残額) を加える必要がある

(1) 「 基準年度における賃金水準」

以下の 〃 のいずれかにより算出

加算当年度の職員について、**基準年度と同種同等職員**の給与水準に当てはめて足し上げる

同一職員に基準年度に支払った賃金ではないことに注意



基準年度の1人当たり人件費を用いて簡便に算定 (p 19参照)

当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準を算定する

(2) 「 基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の算式により算定した額を**合算して得た額**

< 算式 >

$$\begin{aligned} & \text{「加算当年度の加算 〃 の単価の合計額」} \\ & \times \text{「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」} \\ & \times \text{「見込平均利用子ども数」} \times \text{「賃金改善実施期間の月数」} \end{aligned}$$

< 起点賃金水準のイメージ図 >

基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分

基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)

計画書提出時点で既に公定価格の改定が行われている場合のみ

加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額 (減額) 改定があった場合は、当該増額 (減額) 改定分を 〃 に含める

起点賃金水準 (+)

法定福利費等の事業主負担分は除いて算出

- ρ 「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」は、当年度における各職員について基準年度の賃金水準に当てはめて計算した場合の賃金の総額をいうが、全ての職員について基準年度の賃金水準に当てはめる作業を行うと、施設・事業所の規模等によっては多大な事務負担が発生する恐れがあることから、**各施設・事業所の判断により、以下の簡便な算定方法による算定も可能とする**

（簡便な算定方法）

基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額

$$= \text{基準年度の1人当たり人件費}^1 \times (1 + \text{処遇改善等加算(基礎分)上昇率}^2) \times \text{当年度の職員数(常勤換算)}$$

1 基準年度の賃金総額 ÷ 基準年度の職員数（常勤換算）

2 当年度の加算率（基礎分） 基準年度の加算率（基礎分）

- ρ (通知第3の3により) 同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に加算 の加算額の一部を配分している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その配分額に応じて「加算見込額」が増減する
- ρ また、配分額が基準年度と比べて変動している場合は、同様に、その変動額に応じて「特定加算見込額」が増減する

(3) 他施設・事業所への配分等について

① 拠出見込額		様式4別添2「他事業所への拠出額」	0円
	②うち基準年度からの増減分	様式4別添2「(他事業所への拠出額のうち基準年度からの増減額)」	0円
③ 受入見込額		様式4別添2「他事業所からの受入額」	0円
	④うち基準年度からの増減分	様式4別添2「(他事業所からの受入額のうち基準年度からの増減額)」	0円

- ρ 「拠出見込額」～「うち基準年度からの増減分」(通知第4の2(1)ア)
「様式4別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」に入力することで自動的に算出

様式4別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への拠出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
					うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000	0		

【様式5・実績報告書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由あり

加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていることが必要

賃金改善等実績総額 **特定加算実績額** となっていること（通知 第4の2(2)ア）

賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、**生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払うこと**（通知 第4の2(2)キ）

様式5「(3)賃金改善等実績総額」

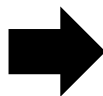
様式5「(2)加算実績額」

・「特定加算実績額」とは、加算実績額のうち、加算 新規事由に係る部分を指す
 施設・事業所間で加算 の加算額の一部の配分を調整した場合は、調整後の額とする

（法定福利費等の事業主負担分を除く）

賃金改善等実績総額

賃金改善実績総額
加算前年度の加算残額に係る支払賃金
加算 の新規事由による賃金改善額
基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分
基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）



賃金改善実績総額
+
事業主負担増加相当総額 （＝賃金改善に伴う事業主負担の増分）

特定加算実績額



様式5 賃金改善実績報告書(5)で加算残額が生じていないかについて確認

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨 ※加算Ⅰ新規事由の有無の別により、以下により算出すること。 ・加算Ⅰ新規事由がある場合： (2) ②－(3) ① ・加算Ⅰ新規事由がない場合： (3) ⑥－{(3) ③－(3) ④－(3) ⑤}－(4) ②＋(4) ④	加算Ⅰ新規事由の有無	
		0円

【様式5・実績報告書】(1) 前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況

新規事由
あり

< 加算残額の取扱い (通知第3の4) >

- 1 加算 の賃金改善要件分について、加算当年度の終了後、賃金改善等実績額が加算実績額を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額（加算残額）の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てる
- 1 加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、市町村等は監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認する

(1) 前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	前年度の加算残額			円
②	前年度の加算残額に対応した支払い賃金額			円
③	前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期	
④	賃金改善の方法	基本給		
	支払った給与の項目	手当（ ）		
		賞与（一時金）		
		その他（ ）		
	具体的な支払い方法			

- p 「前年度の加算残額」
加算前年度において加算 に加算残額が発生している場合に、当該加算残額の金額を記入
- p 「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」
加算当年度に支払った、前年度の加算残額に対応した支払い賃金額を記入
- p 「前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況」
「前年度の加算残額」 > 「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」の場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される
「支払い時期」欄には「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」を支払った時期及び未払いの加算残額に対応する賃金の支払い予定について記入
- p 「賃金改善の方法」
「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」に関する「支払った給与の項目」と「具体的な支払い方法」について記入

(2) 加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て） （※）		円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）		円
③	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	

ρ 「加算実績額」

加算当年度の賃金改善要件分に係る額（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定があった場合には、当該増額改定における加算の単価増に伴う増加額を含む）（千円未満の端数は切り捨て）

「加算実績額」の算出に関する考え方については旧通知と変更なし

$$\frac{\text{「加算当年度の加算の加算額総額（単価増分を含む）」}}{\text{「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」}} \times \text{「加算当年度に適用を受けた賃金改善要件分に係る加算率」}$$

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、以下の算式による調整を加える

【通常の計算式 - 「（他施設・事業所への）拠出実績額（（4））」 + 「（他施設・事業所からの）受入実績額（（4））」】

ρ 「特定加算実績額」（通知第4の2(2)カ）

加算実績額のうち加算 新規事由に係る額（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定があった場合には、当該増額改定における加算の単価増に伴う増加額を含む）として次の算式により算定した額（千円未満の端数は切り捨て）

$$\frac{\text{「加算当年度の加算の加算額総額（単価増分を含む）」}}{\text{「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」}} \times \text{「加算 新規事由に係る加算率」}$$

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、以下の算式による調整を加える

【通常の計算式 - 「（他施設・事業所への拠出実績額の）うち基準年度からの増減分（（4））」 + 「（他施設・事業所からの受入実績額の）うち基準年度からの増減分（（4））」】

(3) 賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額 (②+⑨) (千円未満の端数は切り捨て)	0	円
	②賃金改善実績総額 (③-④-⑤-⑥)	0	円
	③支払賃金	様式5別添1「加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金()」	0円
	④加算前年度の加算残額に係る支払賃金	様式5別添1「のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金()」	0円
	⑤加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	様式5別添1「のうち加算 の新規事由による賃金改善額()」	0円
	⑥起点賃金水準 (⑦+⑧)	0	円
	⑦基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)	様式5別添1「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金 小計()」	0円
	⑧基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	様式5別添1「人件費の改定状況部分()」	0円
	⑨事業主負担増加相当総額		円

- ⊖ **賃金改善等実績総額** (通知第4の2(2)イ)
 「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額
- ⊖ **賃金改善実績総額** (通知第4の2(2)ウ)
 各職員について「賃金改善実績額」を合算して得た額
- ⊖ **賃金改善実績額** (通知第4の2(2)オ)
 加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金(「加算 の新規事由による賃金改善額」及び「加算前年度に係る加算残額の支払賃金」を除く)のうち、その水準が「起点賃金水準」(加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定があった場合には、当該**増額改定分**を加えて得た賃金水準)を超えると認められる部分に相当する額

各職員の増額改定分の**合算額**は、次の算式により算定した額以上となっていることが必要

$$\frac{\text{「加算当年度の加算 の加算額総額」}}{\text{「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」}} \times \text{「増額改定に係る改定率」}$$

【様式5・実績報告書】(3)賃金改善等実績総額

新規事由あり

- 「賃金改善実績総額」～「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」(通知第4の2(2)ウ、オ)
「様式5別添1 賃金改善明細(職員別表)」に入力することで自動的に算出

様式5別添1 賃金改善明細(職員別表)

いずれも法定福利費等の事業主負担額を除いて入力する必要があることに留意

起算賃金水準					加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金				⑩のうち	⑩のうち	賃金改善実績額	
基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4					人件費の改定状況部分※5 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)	賃金改善を行った場合の支払賃金※6			⑩のうち 加算前年度の 加算残額に係る 支払賃金※6 ⑪	⑩のうち 加算Ⅱの新規 事由による賃金 改善額※7 ⑫	(⑩-⑥-⑪- ⑫)
基本給 ①	手当 ②	賞与 (一時金) ③	小計 ④ (①+②+③)	基本給 ⑦			手当 ⑧	賞与 (一時金) ⑨	計 ⑩ (⑦+⑧+⑨)			

加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定があった場合は、当該増額(減額)改定分を ⑤ に含める

「加算 新規事由」については、p50-51参照

- 「事業主負担増加相当総額」(通知第4の2(2)エ)
「事業主負担増加相当総額」とは、各職員について、「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいう。次の算式により算定することを標準とする

前年度に実際に支払った事業主負担分の総額

$$\frac{\text{「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」}}{\text{「加算前年度における賃金の総額」}} \times \text{「加算当年度の賃金改善実績額」}$$

上記は標準的な算出方法を示したものであり、他の算出方法によることも可能

【様式5・実績報告書】起点賃金水準の算出方法

新規事由
あり

起点賃金は、以下の算式により算出

(通知第4の2(1)キ・サ)

< 算式 >

「 基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）」
+ 「 基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

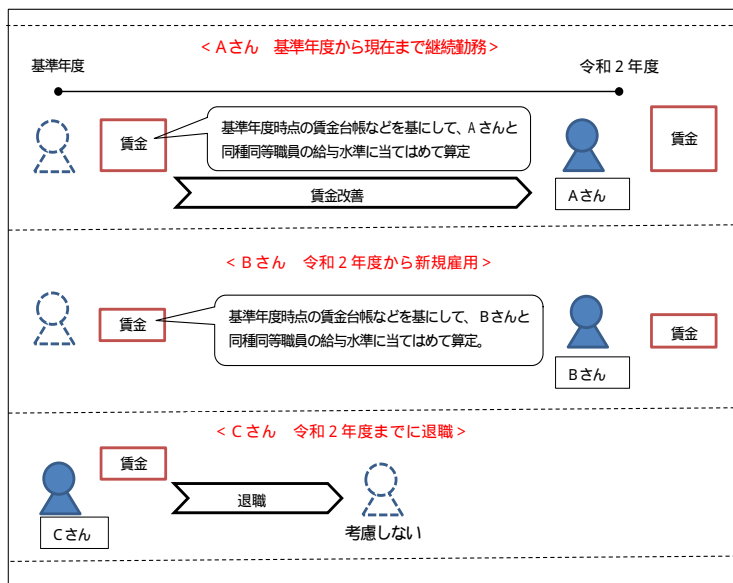
当該年度（＝基準年度）において加算 の残額が発生している場合には、その残額（＝当該年度に係る加算残額）を加える必要がある

(1) 「 基準年度における賃金水準」

以下の 、 のいずれかにより算出

加算当年度の職員について、**基準年度と同種同等職員**の給与水準に当てはめて足し上げる

同一職員に基準年度に支払った賃金ではないことに注意



基準年度の1人当たり人件費を用いて簡便に算定（p19参照）

当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準を算定する

(2) 「 基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の算式により算定した額を**合算して得た額**

< 算式 >

「加算当年度の加算 の単価の合計額」
× 「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」
× 「平均利用子ども数」× 「賃金改善実施期間の月数」

< 起点賃金水準のイメージ図 >

基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分

基準年度の賃金水準
(当該年度に係る加算残額を含む)

加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額（減額）改定があった場合は、当該増額（減額）改定分を に含める

起点賃金水準
(+)

法定福利費等の
事業主負担分は
除いて算出

- ρ (通知第3の3により) 同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に加算 の加算額の一部を配分している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その配分額に応じて「加算実績額」が増減する
- ρ また、配分額が基準年度と比べて変動している場合は、同様に、その変動額に応じて「特定加算実績額」が増減する

(4) 他施設・事業所への配分等について

① 拠出実績額		様式5別添2「他事業所への拠出額」	0円
	② うち基準年度からの増減分	様式5別添2「(他事業所への拠出額のうち基準年度からの増減額)」	0円
③ 受入実績額		様式5別添2「他事業所からの受入額」	0円
	④ うち基準年度からの増減分	様式5別添2「(他事業所からの受入額のうち基準年度からの増減額)」	0円

- ρ 「 拠出実績額」～「 うち基準年度からの増減分」(通知第4の2(2)ア)
 「様式5別添2 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」に入力することで自動的に算出

様式5別添2 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への拠出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
					うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000	0		

【様式5・実績報告書】(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

新規事由
あり

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨 ※加算Ⅰ新規事由の有無の別により、以下により算出すること。 ・加算Ⅰ新規事由がある場合： （2）②－（3）① ・加算Ⅰ新規事由がない場合： （3）⑥－〔（3）③－（3）④－（3）⑤〕－（4）②＋（4）④	加算Ⅰ新規事由の有無	
		0円
（以下、加算残額が生じた場合のみ記入）		
② 加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③ 支払った（支払う予定の）給与の項目	基本給	
	手当（ ）	
	賞与（一時金）	
	その他（ ）	
具体的な支払い方法		

- ρ 「 **加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額**」
 「加算 新規事由の有無」欄は、「加算 新規事由あり」を選択
 「差額欄」は自動入力
- ρ 「 **（前年度の）加算残額に対応した賃金の支払い状況**」
 「 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額」（=加算残額）がある場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される
 「支払い時期」欄に加算残額に対応する賃金を支払った時期及び未払い分の支払い予定について記入

加算 新規事由がない場合

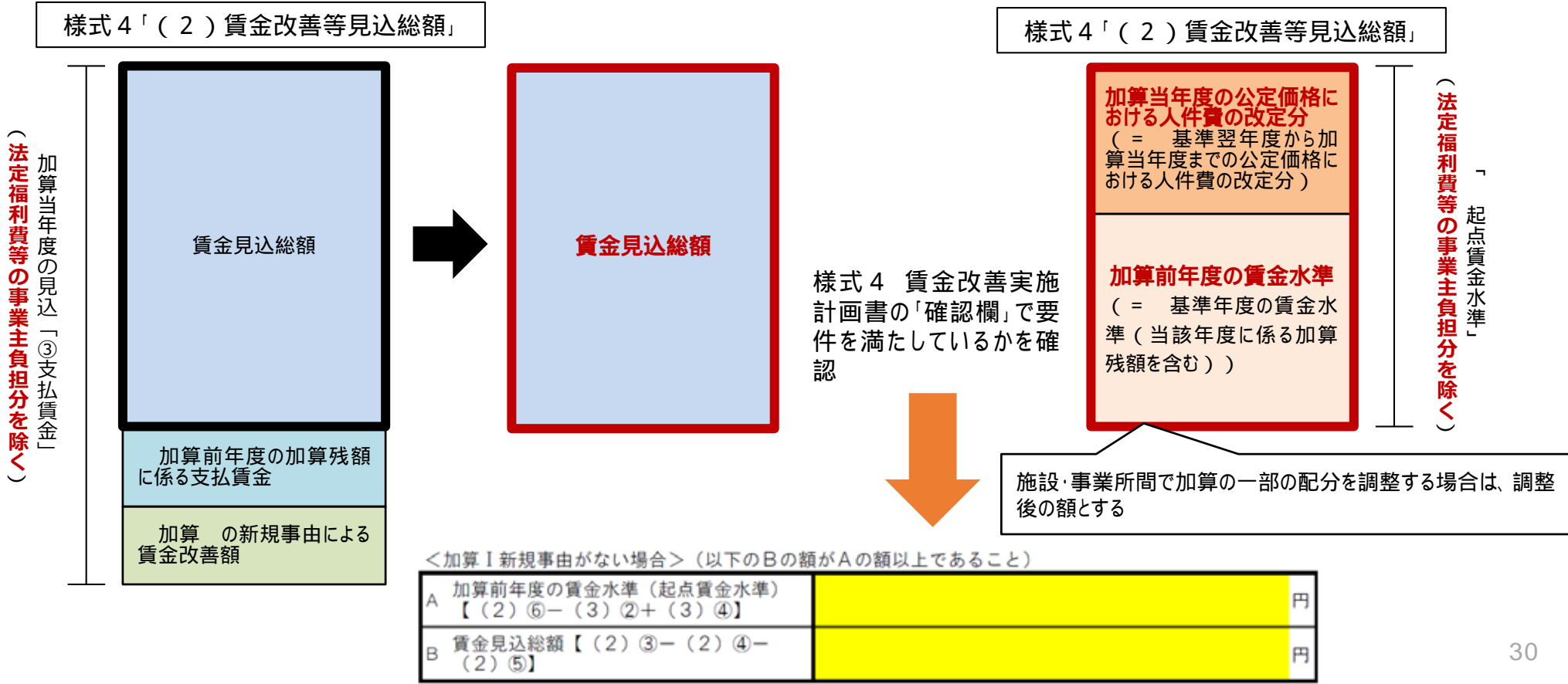
【様式4・計画書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由なし

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

賃金見込総額 〔加算前年度の賃金水準 + 加算当年度の公定価格における人件費の改定分〕 となっていること（通知 第4の2(1)ア）

加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うことが必要（通知 第4の2(1)シ）



（法定福利費等の事業主負担分を除く）

（法定福利費等の事業主負担分を除く）

【様式4・計画書】(1) 加算見込額

新規事由
なし

(1) 加算見込額

①	加算 I 新規事由		} 様式 1 の記入により自動入力	
②	加算率	0 %		
	③加算 I 新規事由に係る加算率 (※1)	%		
④	加算見込額 (千円未満の端数は切り捨て) (※2)	~ 入力不要		円
	⑤特定加算見込額 (千円未満の端数は切り捨て) (※2)			円
⑥	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月		

ρ 「加算 新規事由に係る加算率」~「特定加算見込額」
入力不要

ρ 「賃金改善実施期間」(通知第4の2(1)イ)
加算当年度の4月から翌年3月まで

加算当年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月から直近の3月まで

【様式4・計画書】(2)賃金改善等見込総額

新規事由
なし

(2) 賃金改善等見込総額

① 賃金改善等見込総額 (②+⑨) (千円未満の端数は切り捨て)	使用せず	円
② 賃金改善見込総額 (③-④-⑤-⑥)		円
③ 支払賃金	様式4別添1「加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金()」	円
④ 加算前年度の加算残額に係る支払賃金	様式4別添1「 のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金()」	円
⑤ 加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	様式4別添1「 のうち加算 の新規事由による賃金改善額()」	円
⑥ 起点賃金水準 (⑦+⑧)		円
⑦ 基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)	様式4別添1「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金 小計()」	円
⑧ 基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	様式4別添1「人件費の改定状況部分()」	円
⑨ 事業主負担増加見込総額	入力不要	円

「支払賃金」～「基準翌年度から加算当年度までの公定価格 (= 加算当年度の公定価格) における人件費の改定分」 (通知第4の2(1)エ、カ、キ)

「様式4別添1 賃金改善明細 (職員別表)」に入力することで自動的に算出

様式4別添1 賃金改善明細 (職員別表)

いずれも法定福利費等の事業主負担額を除いて入力する必要があることに留意

起算賃金水準				人件費の改定状況部分※5 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)	加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金			計 ⑩ (⑦+⑧+⑨)	⑩のうち 加算前年度の 加算残額に係る 支払賃金※6 ⑪	⑩のうち 加算Ⅱの新規 事由による賃金 改善額※7 ⑫	賃金改善 見込額 ⑬ (⑩-⑥-⑪- ⑫)
基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4	基本給 ①	手当 ②	賞与 (一時金) ③			小計 ④ (①+②+③)	賃金改善を行う場合の支払賃金※6	基本給 ⑦				

「基準年度」 = 「加算前年度」

計画書提出時点で既に公定価格の改定が行われている場合のみ記入
加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定があった場合は、当該増額(減額)改定分を に含める

「加算 新規事由」については、p50-51参照

「基準年度」＝「加算前年度」

ρ **起点賃金水準**（通知第4の2(1)キ）

「基準年度（＝加算前年度）の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）」に、「基準翌年度から加算当年度までの公定価格（＝加算当年度の公定価格）における人件費の改定分」を合算した水準

基準年度（＝加算前年度）において加算・の残額が発生している場合には、その残額（＝当該年度に係る加算残額）を加える必要がある

ρ 「**事業主負担増加見込総額**」（通知第4の2(1)オ）

入力不要

【様式4・計画書】起点賃金水準の算出方法

新規事由
なし

(通知第4の2(1)キ・サ)

「基準年度」 = 「加算前年度」

起点賃金水準は、以下の算式により算出
< 算式 >

「基準年度 (= 加算前年度) における賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)」
+ 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格 (= 加算前年度の公定価格) における人件費の改定分」

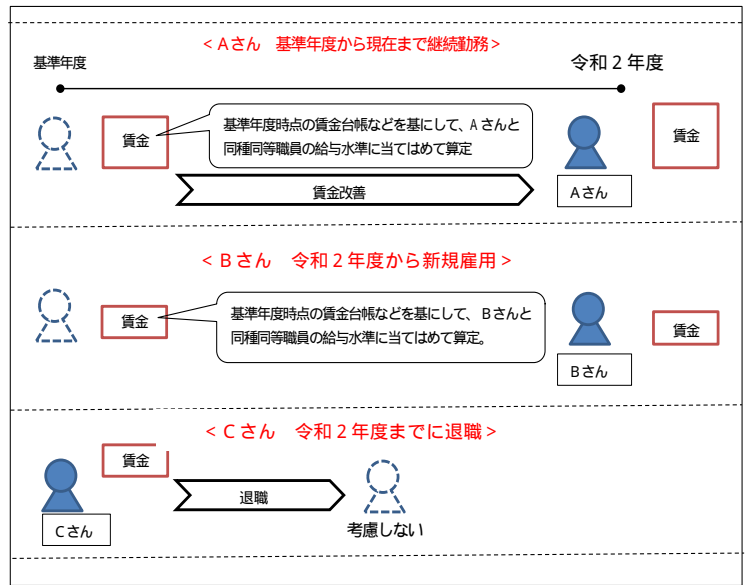
基準年度 (= 加算前年度) において加算 の残額が発生している場合には、その残額 (= 当該年度に係る加算残額) を加える必要がある

(1) 「**基準年度における賃金水準**」 = 「**加算前年度の賃金水準**」

以下の 、 のいずれかにより算出

加算当年度の職員について、**加算前年度の同種同等職員**の給与水準に当てはめて足し上げる

同一職員に基準年度に支払った賃金ではないことに注意



(2) 「**基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分**」

= 「**加算当年度の公定価格における人件費の改定分**」

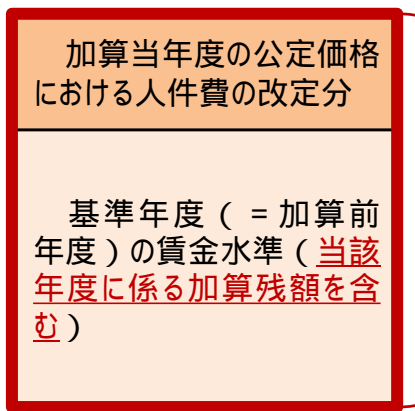
利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の算式により算定した額を**合算して得た額**

< 算式 >

「加算当年度の加算 の単価の合計額」
× 「加算当年度の人件費の改定分に係る改定率」
× 「見込平均利用子ども数」 × 「賃金改善実施期間の月数」

計画書提出時点で既に公定価格の改定が行われている場合のみ

< 起点賃金水準のイメージ図 >



加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額 (減額) 改定があった場合は、当該増額 (減額) 改定分を に含める

起点賃金水準
(+)

法定福利費等の
事業主負担分は
除いて算出

加算前年度の1人当たり人件費を用いて簡便に算定(p35参照)

当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準を算定する

「基準年度」 = 「加算前年度」

ρ 「基準年度（ = 加算前年度 ）における賃金水準を適用した場合の賃金総額」は、当年度における各職員について加算前年度の賃金水準に当てはめて計算した場合の賃金の総額をいうが、全ての職員について加算前年度の賃金水準に当てはめる作業を行うと、施設・事業所の規模等によっては多大な事務負担が発生する恐れがあることから、各施設・事業所の判断により、以下の簡便な算定方法による算定も可能とする

（簡便な算定方法）

加算前年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額

$$= \text{加算前年度の1人当たり人件費}^1 \times (1 + \text{処遇改善等加算(基礎分)上昇率}^2) \times \text{当年度の職員数(常勤換算)}$$

1 加算前年度の賃金総額 ÷ 加算前年度の職員数（常勤換算）

2 当年度の加算率（基礎分） - 加算前年度の加算率（基礎分）

ρ (通知第3の3により) 同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に加算 の加算額の一部を配分しており、その配分額が加算前年度から変動している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その変動額に応じて「基準年度 (= 加算前年度) の賃金水準」が増減する

(3) 他施設・事業所への配分等について

① 拠出見込額	様式4別添2「他事業所への拠出額」	0円
	②うち基準年度からの増減分	様式4別添2「(他事業所への拠出額の)うち基準年度からの増減額」0円
③ 受入見込額	様式4別添2「他事業所からの受入額」	0円
	④うち基準年度からの増減分	様式4別添2「(他事業所からの受入額の)うち基準年度からの増減額」0円

ρ 「拠出見込額」～「うち基準年度 (= 加算前年度) からの増減分」(通知第4の2(1)ア)

「様式4別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」に入力することで自動的に算出される

様式4別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への拠出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
					うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000	0		

「基準年度 = 加算前年度」からの増減額を記入

【様式5・実績報告書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由
なし

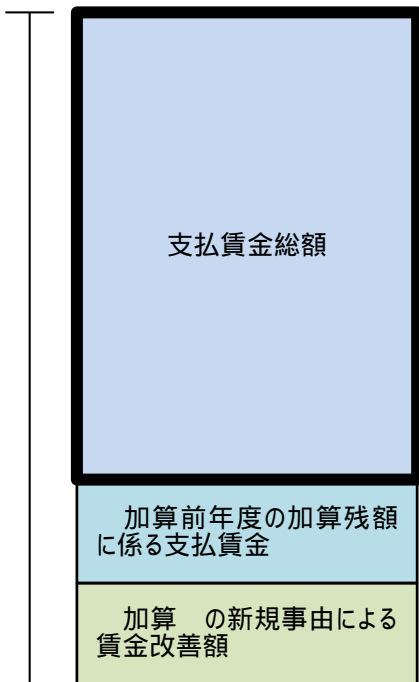
加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていることが必要

- 1 賃金改善実施期間において、
支払賃金総額 $\{ \text{加算前年度の賃金水準} + \text{加算当年度の公定価格における人件費の改定分} \}$
となっていること（通知 第4の2(2)ア）
- 1 支払賃金総額が加算前年度の賃金水準を下回った場合には、**生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払うこと**（通知 第4の2(2)キ）

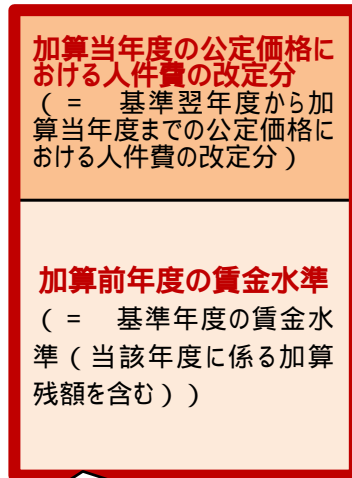
様式5「(3)賃金改善等実績総額」

様式5「(3)賃金改善等実績総額」

（法定福利費等の事業主負担分を除く）
加算当年度の見込「③支払賃金」



様式5 賃金改善実績報告書(5)で加算残額が生じていないかについて確認



（法定福利費等の事業主負担分を除く）
「起点賃金水準」

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、調整後の額とする

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨 ※加算！新規事由の有無の別により、以下により算出すること。 ・加算！新規事由がある場合： (2) ② - (3) ① ・加算！新規事由がない場合： (3) ⑤ - [(3) ③ - (3) ④ - (3) ⑤] - (4) ② + (4) ④	加算！新規事由の有無	
		0円

【様式5・実績報告書】(1) 前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況

新規事由
なし

< 加算残額の取扱い (通知第3の4) >

- 1 加算 の賃金改善要件分について、加算当年度の終了後、賃金改善等実績額が加算実績額を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額（加算残額）の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てる
- 1 加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、市町村等は監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認する

(1) 前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	前年度の加算残額			円
②	前年度の加算残額に対応した支払い賃金額			円
③	前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期	
④	賃金改善の方法	基本給		
	支払った給与の項目	手当（ ）		
		賞与（一時金）		
		その他（ ）		
具体的な支払い方法				

- p 「前年度の加算残額」
加算前年度において加算 に加算残額が発生している場合に、当該加算残額の金額を記入
- p 「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」
加算当年度に支払った、前年度の加算残額に対応した支払い賃金額を記入
- p 「前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況」
「前年度の加算残額」 > 「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」の場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される
「支払い時期」欄には「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」を支払った時期及び未払いの加算残額に対応する賃金の支払い予定について記入
- p 「賃金改善の方法」
「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」に関する「支払った給与の項目」と「具体的な支払い方法」について記入

【様式5・実績報告書】(2) 加算実績額

新規事由
なし

(2) 加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て） （※）	円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	
③	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月

p 「加算実績額」、「特定加算実績額」
入力不要

【様式5・実績報告書】(3)賃金改善等実績総額

新規事由
なし

(3) 賃金改善等実績総額

① 賃金改善等実績総額 (②+⑨) (千円未満の端数は切り捨て)	使用せず	円
② 賃金改善実績総額 (③-④-⑤-⑥)		円
③ 支払賃金	様式5別添1「加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金()」	円
④ 加算前年度の加算残額に係る支払賃金	様式5別添1「のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金()」	円
⑤ 加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	様式5別添1「のうち加算Ⅱの新規事由による賃金改善額()」	円
⑥ 起点賃金水準 (⑦+⑧)		円
⑦ 基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)	様式5別添1「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金 小計()」	円
⑧ 基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	様式5別添1「人件費の改定状況部分()」	円
⑨ 事業主負担増加相当総額	入力不要	円

「支払賃金」～「基準翌年度から加算当年度までの公定価格 (= 加算当年度の公定価格) における人件費の改定分」(通知第4の2(2)ウ、オ)

「様式5別添1 賃金改善明細(職員別表)」に入力することで自動的に算出される

様式5別添1 賃金改善明細(職員別表) いずれも法定福利費等の事業主負担額を除いて入力する必要があることに留意

起算賃金水準					加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金				⑩のうち 加算前年度の 加算残額に係る 支払賃金※6 ⑪	⑩のうち 加算Ⅱの新規 事由による賃金 改善額※7 ⑫	賃金改善 実績額 ⑬ (⑩-⑥-⑪- ⑫)	
基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4				人件費の改定状況部分※5	賃金改善を行った場合の支払賃金※6			計 ⑩ (⑦+⑧+⑨)				
基本給 ①	手当 ②	賞与 (一時金) ③	小計 ④ (①+②+③)	⑤	基本給 ⑦	手当 ⑧	賞与 (一時金) ⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	

「基準年度」=「加算前年度」

加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額(減額)改定があった場合は、当該増額改定分を ⑤ に含める

「基準年度」 = 「加算前年度」

ρ **起点賃金水準** (通知第 4 の 2 (1)キ)

「基準年度 (= 加算前年度) の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)」に、「基準翌年度から加算当年度までの公定価格 (= 加算当年度の公定価格) における人件費の改定分」を合算した水準

加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定があった場合には、当該**増額改定分**を加えて得た賃金水準)

各職員の増額改定分の**合算額**は、次の算式により算定した額以上となっていることが必要

$$\frac{\text{「加算当年度の加算 の加算額総額」}}{\text{「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」}} \times \text{「増額改定に係る改定率」}$$

ρ 「**事業主負担増加相当総額**」 (通知第 4 の 2 (2)エ)

入力不要

【様式5・実績報告書】起点賃金水準の算出方法

新規事由
なし

起点賃金水準は、以下の算式により算出

「基準年度」 = 「加算前年度」

(通知第4の2(1)キ・サ)

< 算式 >

「基準年度 (= 加算前年度) における賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む)」
+ 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格 (= 加算前年度の公定価格) における人件費の改定分」

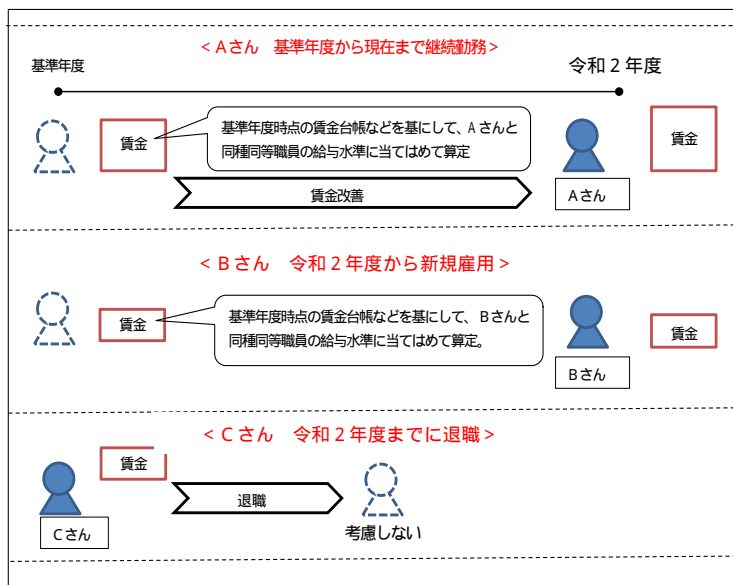
基準年度 (= 加算前年度) において加算 の残額が発生している場合には、その残額 (= 当該年度に係る加算残額) を加える必要がある

(1) 「**基準年度における賃金水準**」 = 「**加算前年度の賃金水準**」

以下の、のいずれかにより算出

加算当年度の職員について、**加算前年度の同種同等職員**の給与水準に当てはめて足し上げる

同一職員に基準年度に支払った賃金ではないことに注意



加算前年度の1人当たり人件費を用いて簡便に算定(p35参照)

当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準を算定する

(2) 「**基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分**」

= 「**加算当年度の公定価格における人件費の改定分**」

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の算式により算定した額を**合算して得た額**

< 算式 >

「加算当年度の加算 の単価の合計額」
× 「加算当年度の人件費の改定分に係る改定率」
× 「平均利用子ども数」 × 「賃金改善実施期間の月数」

< 起点賃金水準のイメージ図 >

加算当年度の公定価格
における人件費の改定分

基準年度 (= 加算前
年度) の賃金水準 (当該
年度に係る加算残額を
含む)

加算当年度に国家公務員
の給与改定に伴う公定価格
における人件費の増額 (減
額) 改定があった場合は、
当該増額 (減額) 改定分
を に含める

起点賃金水準
(+)

法定福利費等の
事業主負担分は
除いて算出

- （通知第3の3により）同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に加算の加算額の一部を配分しており、その配分額が加算前年度から変動している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その変動額に応じて「基準年度（＝加算前年度）の賃金水準」が増減する

(4) 他施設・事業所への配分等について

① 抛出実績額		様式5別添2「他事業所への抛出額」	0円
	② うち基準年度からの増減分	様式5別添2「(他事業所への抛出額の)うち基準年度からの増減額」	0円
③ 受入実績額		様式5別添2「他事業所からの受入額」	0円
	④ うち基準年度からの増減分	様式5別添2「(他事業所からの受入額の)うち基準年度からの増減額」	0円

- 「**抛出実績額**」～「**うち基準年度（＝加算前年度）からの増減分**」（通知第4の2(2)ア）
 「様式5別添2 同一事業者内における抛出実績額・受入実績額一覧表」に入力することで自動的に算出される

様式5別添2 同一事業者内における抛出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への抛出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
					うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000	0		

「加算前年度」からの増減額を記入

新規事由
なし

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨 ※加算I新規事由の有無の別により、以下により算出すること。 ・加算I新規事由がある場合： （2）②－（3）① ・加算I新規事由がない場合： （3）⑥－〔（3）③－（3）④－（3）⑤〕－（4）②＋（4）④	加算I新規事由の有無	
	0円	
(以下、加算残額が生じた場合のみ記入)		
② 加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③ 支払った（支払う予定の）給与の項目	基本給	
	手当（ ）	
	賞与（一時金）	
	その他（ ）	
具体的な支払い方法		

- ρ 「加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額」

「加算 新規事由の有無」欄は、「加算 新規事由なし」を選択

「差額欄」は自動入力

- ρ 「（前年度の）加算残額に対応した賃金の支払い状況」

「加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額」（＝加算残額）がある場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される

「支払い時期」欄に加算残額に対応する賃金を支払った時期及び未払い分の支払い予定について記入